



札幌市告示第 6585 号

下記のとおり、市有財産貸付の一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示する。

平成 30 年 12 月 20 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目

札幌市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課 電話(011)211-3871

2 入札に付する事項

(1) 事業の名称

一般競争入札による市有財産の貸付（建物：札幌市民ホール内収益スペース）

(2) 貸付内容・場所等

平成 31 年度札幌市民ホール内収益スペース貸付募集要項（以下「要項」という。）による。

(3) 貸付期間

平成 31 年 5 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 4 年 11 か月間

(4) 入札方法

年額で行う。なお、最低貸付価格（9,000,000 円/年）を設定している。入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望年額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

また、契約は総価（落札価格×貸付期間＋消費税相当額、当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）で行う。

3 応募資格要件（入札参加資格）

次の要件を全て満たす法人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 札幌市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。（入札の告示の日から落札決定日までの間、資格停止期間でないこと。）
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は、その団体に属する者でないこと。
- (4) 上記(3)に関して、観察処分を受けた団体又はその団体の者でないこと。
- (5) 札幌市税の未納がないこと。
- (6) その他、借受人として適さないと判断される者でないこと。

4 応募申込手続

この募集に参加を希望する者は、応募資格要件の審査を行うため、「市有財産の貸付にかかる一般競争入札参加申込書」及び資格を証する関係書類を提出すること。

申込みにあたっては、要項を熟読し、契約の条件、現地等を確認の上、申込みすること。

(1) 受付期間

平成 30 年 12 月 20 日（木）から平成 31 年 3 月 15 日（金）までの平日 9 時 00 分から 17 時 00 分まで（12 時 15 分から 13 時 00 分を除く。）※郵送の場合は、申込期限必着とする。

(2) 提出方法

持参又は郵送による。

- (3) 提出先
上記1に同じ。
- (4) 提出書類
要項による。
- (5) 審査結果
入札参加資格審査の結果については、後日、入札参加資格確認結果通知書により通知する。

5 入札書の提出場所等

- (1) 要項を示す場所及び問い合わせ先 上記1に同じ。
なお、要項は札幌市ホームページにて公開する。
(ホームページアドレス <http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/shogaikyoiku/kashitsuke.html>)
- (2) 入札及び開札の日時、場所
平成31年4月12日(金)10時00分
STV北2条ビル3階 札幌市教育委員会入札室(札幌市中央区北2条西2丁目)

6 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 要
 - ア 入札保証金は、最低貸付価格×4年11か月分の100分の3の額(円未満切上げ)とする。
 - イ 納めた入札保証金は、落札されなかった者については、入札終了後に還付申出書の提出により後日返還するが、落札を取り消された者の入札保証金は、札幌市に帰属する。また、落札者については契約保証金に充当する。
 - ウ この入札保証金を札幌市が返還する場合は利息を付さない。(後日、郵便局以外の指定金融機関に振込みを行う。)
- (3) 契約保証金 要
 - ア 本件契約締結時に契約保証金として、札幌市発行の納入通知書により指定期日までに一括で納入すること。当該保証金の金額は契約金額の100分の10の額(円未満切上げ)とするが、納入済の入札保証金はこれに充当する。
 - イ この保証金を指定する納期限までに納入しない場合は、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じ、当該保証金の額に年14.6%の割合で計算した額を延滞金として支払うこと。
 - ウ 契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれを充当するほか、貸付に伴う一切の損害賠償に充当する。
 - エ 契約保証金は、本件契約の期間満了時に、貸付物件の原状回復状況を確認した後、落札者の請求に基づいて返還する。ただし、返還の際は利息を付さない。
 - オ 落札者が本件契約上の義務を履行しないときは、札幌市は本件契約を解除する。この場合納入された契約保証金は札幌市に帰属する。
- (4) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格を有しない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 最低制限価格の設定 有
- (7) 落札者の決定方法
最低貸付価格以上の価格のうち、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 詳細は要項による。